

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、いじめが認知された場合は、「経過観察」をすることなく、早急に対応をする必要があると考える。

また、いじめは誰にでも起こりうるという認識の下、ささいな兆候も積極的に認知し、対処していく姿勢が大切であるとともにいじめに軽重はなく、被害を受けた生徒にとっては重大な問題であるにとらえる必要がある。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法第2条1項＞

- ①行為をした者も行為の対象となった者も生徒であること
- ②両者の間に一定の人間関係が存在すること
- ③一方が他方に心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じていること

という要素のみが含まれており、「継続的」でなく「一過性」のものでも、「深刻な苦痛」でなく「嫌だ」と感じたものでも「いじめ」であるにとらえる。

3 いじめ防止のための学校の取り組み

（1）日常におけるいじめ防止の取り組み

- ①ルールやマナーの順守や思いやりの心を養うことを、すべての教育活動の中で行う。
- ②全教職員が、いじめは決して許さないという共通認識に立ち、生徒の少しの変化も見逃さず見守っていく。
- ③いじめに関する諸問題が起きた場合、特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するため教育相談センター（兼いじめ対策委員会）への相談・報告を行い学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

（2）いじめの早期発見のための取り組み

- ①いじめ調査等…いじめを早期に発見するために、次の調査を定期的に行う。
 - ・いじめアンケートを5月・7月・10月・12月・2月の年5回実施する。
 - ・個人面談を通して聞き取り調査を、4月・7月・9月・12月・1月の学期始めと学期末に行う。
 - ・7月から8月にかけての保護者面談を通して、聞き取り調査を行う。
- ②教育相談センター会議（兼いじめ対策委員会）を原則週1回開催し、各学年の情報交を行う。
- ③いじめ相談体制を充実させるために、スクールカウンセラーを週3回配置する。

(3) その他の対策

①インターネットでのいじめ防止のために、外部講師を招いての「情報モラル教育」を行う。

4 いじめ対応の流れ

